

平成 24 年度人にやさしい街づくり推進委員会 議事録

会議の名称 平成 24 年度人にやさしい街づくり推進委員会
開催日時 平成 24 年 8 月 21 日（火）午後 2 時から午後 4 時まで
開催場所 愛知県自治センター 4 階 大会議室
出席者 委員 10 名、事務局 7 名、傍聴人 2 名

(1) 人にやさしい街づくりの推進におけるこれまでの取組について

(委員)

資料 4(4) で、各施設のバリアフリー化の状況について、エレベータが付いている県立高等学校が 149 校中 3 校のみであるが、それ以外の学校は車いす利用者が入学する場合は、2 階、3 階へは行けないということでしょうか。

(事務局)

所管は教育委員会財務施設課であり、車いす利用者がある場合の個別の対応については、把握しておりません。エレベータ以外にもスロープ等の改修は行っています。

(委員)

障害者の権利条約では、インクルーシブ教育が言われています。車いす利用者の場合、学校を選ぶときに、学力ではなく、建物に入れるかどうかでしか学校を選ぶことができません。そのために、車いす利用者等がどの学校でも選択できるようになって欲しい。

(委員)

資料 2 の施設整備における意見聴取・反映について、意見反映手引書の（案）はまだ取れていないのですか。

手引書（案）は誰に向けて作られ、どのように広報されていますか。

出前講座の内容は、主に車いす体験ということですが、高齢者の視覚、聴覚等についてどのように考えて行っていますか。

子供向け教育ビデオ等については、どのようなルートで活用されていますか。

(事務局)

手引書（案）については、当委員会で検討したものであり、現在も（案）は取れていませんが、（案）の状態、市町村等で活用していただいています。活用していただいた実績を積み上げ、再度検証することで、（案）を取ることにしており、現在は検証中の状態です。

手引書（案）の啓発広報ですが、県の HP で公開しており、市町村には作成時に案内をしています。また、具体的な施設建設の予定がある場合は、資料提供と本課が出向いて説明をしています。手引書の内容は、施設を作る方、利用する方の双方を対象としています。施設建設をする場合、基本構想、基本計画、実施設計、工事等の段階に応じ、どのようにしたら良い意見が得られるか等の

意見聴取の方法等を示しています。また、取組をする際の第三者的役割であるコーディネーターについて記載してあります。

教育ビデオは、平成 18 年度の作成時に県内の小学校に配布しており、授業や出前講座で活用しております。出前講座は、建設部各課がそれぞれのメニューを示し応募しています。よって、内容については学校の希望を確認して内容を決定しています。車いす体験が主であり、今年度も安城市志貴小学校で車いす体験を実施していますが、豊川市小坂井東小学校では、学校の希望により高齢者擬似体験を予定しています。

(委員)

資料 2 で、条例に基づく届出・指導助言で、適合率が低下しているとありますが、低下している原因はどのように理解したらよいですか。

低下に対応する取り組みは、これまでどのようにしていたのですか。また、何が難しかったのですか。

資料 3(2) で、障害者の街のバリアフリー化の現状で、バリアフリー化が進んだがさらに必要であるという意見が多いが、具体的にはどのような内容がありますか。

資料 3(4) で、各施設のバリアフリーの状況について、大都市圏では進んでいると思われ、愛知県でも進んでいると思われるが、県内での格差についてどうなっていますか。

(事務局)

適合率の低下については、改正により 100 ㎡以下の建物も対象となったことにより、敷地条件も狭小になり、一般建築物より適合率が低くなっております。また、条例には罰則規定がなく、建築基準法の関係規定でもない、また、不適合時の工事着手の禁止規定などが無いことから、事業者、設計者等の意識の低下につながっているのではないかと考えております。

対応の難しさは、平成 10 年までは行政で建築確認申請と条例の届出を確認していましたが、建築確認業務が民間開放されたことにより、以前は同じところで行っていた 2 つの手続きがバラバラに行われるようになり、指導等の機会を失ったことも要因の一つだと思われまます。障害者基礎調査については、福祉部局が行っている調査であり、具体的な内容ではありません。県内市町村の状況については、関係課からいただいている資料のため、今日お答えができませんので、後日回答させていただきます。

(委員)

建築確認業務の民間開放の結果、条例に基づく指導のタイミングが捉えにくいということですが、民間確認検査機関について、条例について説明等を行っていますか。

(事務局)

届出されない場合などは、指導の機会が分かれるため、指導が難しい状況です。建築確認の局面では、確認すべき法律が定められていますが、条例はその法律に含まれていないため、民間確認検査機関では内容を確認しません。バリアフリー法は確認すべき法律に入っているため内容を確認します。

(委員)

民間開放されたことが直接的に適合率の低下につながった訳ではないということですか。

(事務局)

民間開放前は、確認申請を受付する部署で同時に条例の手続きを行っていたため、同一人物が設計者等とやり取りをしていたことから、結果的にうまくいったと考えられます。

(2) 人にやさしい街づくりの推進における今後の施策の方向性について

(委員)

これからの人にやさしい街づくりの推進についてどうしていくのか、4つ提案をさせていただきたい。1つ目は、障害者の権利条約が2006年国連で採択されており、この愛知県においても障害者の権利条約を念頭に置いた施策の整備が必要だと思えます。

2つ目は、条例にありました課題として、罰則規定がないという事務局からの説明がありましたが、他の条例がある14自治体のうち、「勧告」及び「公表」という罰則規定がないのは、愛知県を含めて3つだけである。この人にやさしい街づくり条例についても実効力のある条例として、「勧告」及び「公表」、もしくは「事前協議」などの規定を設ける必要があると思えます。

3つ目は、障害者の居住の場として、県営住宅のユニバーサルデザイン化が必要であると考えています。「第3期愛知県障害福祉計画」の基本理念の中に、地域における居住の場として、公営住宅等の活用を図るということが明記がされているが、愛知県の公営住宅は、約6万戸あるのに対して、障害者対応戸数は187戸で全体の約0.3%と非常に少ない状況であり、しかも、単身用の障害者住宅は6万戸中ゼロということで、施設から地域の中で単身で住みたいと思っても、愛知県の公営住宅には住めないという状況にあります。

4つ目は、「意見反映の手引き書(案)」が平成20年に策定されて、現在までの4年間、この手引き書は案のまま放置されていると思えます。せつかくの手引き書ですので、早くこれを具体的に意見反映に使えるものとしていただきたい。

以上のことから、条例自体の改正が必要であると思えます。

(委員)

街が成り立っていく上で、施設と施設の間を人や物が移動していく訳で、そこに形成されている空間と言うのは、施設や道路のあり方を変えただけでは、人にやさしい街にはなっていないと思えます。資料に書かれているのは、どうしても施設というところが中心になっていて、人の行動であるとか、そういうもので優しさを作り出していくところの活動というかそういうものがもう少し条例の中に入ってきてもいいのではないかなと思っています。

例えば、自宅を出て病院まで行く、病院がいくらバリアフリーになっていても、輸送機関自体がバリアフリーになっていても、そこまでがなかなか行き着けない。そこまでアクセスをしてもらえるような仕組みが必要だと思えます。

もう1点は、行動を変えていくという取組も必要だと思えます。それはどういうことかと言うと、最近公共交通機関の乗り方を知らない子供が増えています。高齢者の方と障害のある方が一緒に並

んでいと、若い人がわれ先に乗ってしまう、非常に不思議な光景を見受けます。高齢者の方が先に乗って若い人が乗る方がみんな安全だと思いますが、それが出来ていない。そういう行動の修正を図っていくような、人にやさしいという意味をわかってもらうことが必要ではないかと思います。

(委員)

建設部がやっているということでハードが主体なわけですが、これもよく話題になる「人」の方までどうするのかということは、なかなか難しい話です。この施策の中で言えば情報提供とか教育活動というところですが、全部というわけにはいかないでしょうが、今おっしゃたような部分についてハードの整備というよりは人を変えいくというか、啓蒙していくという部分では一定の効果あるような気がします。

(委員)

資料の「より望ましい施設整備への誘導」というところで、コーディネーターを育てていくという項目があったかと思いますが、それまでにあったアドバイザーはどういった形になっていくのですか。現在まで沢山の方が登録されていると思うのですが、それに対しての活かし方が十分でない状況、また、ここでコーディネーターを育てていくのかと思います。アドバイザーとコーディネーターの違いをご説明いただきたい。

また、事務局から説明していただいた内容は、とても広範囲で、これから施策としてこういうことをやっていくのがわかりましたが、何をどういう風な感じでやっていくのか、進み方・進め方のタイムテーブルみたいなものが全然ありませんので、何か、2年間なら2年間のチェックみたいなものがあるといいと思います。

(事務局)

施設を整備する時に、利用者の方からご意見を伺うという場が、利用者と事業者だけではうまく円滑に行われません。また、どうしても交わされる内容が専門的な内容であったり、一方的に要望を受ける場になってしまう。そういう場を取り持つコーディネーターには、アドバイザーよりも建築的な知識があり、双方の説明ができる人が関わっていただく方がいいと考えて、例えば市町村が施設整備する時に紹介できるような登録制度を創設してはどうかと思っています。

また、アドバイザーは資料2に記載があるように普及啓発活動を行うことを目的としています。資料の10ページに「アドバイザー登録制度の拡充」と記載があるように、これからは今までのように県主体でのアドバイザーの養成ではなく、県の定めた講習内容に基づき、NPO等が実施する講座等を受けた方を、今までのアドバイザーの方と同じように登録する形を考えております。以上のように、アドバイザーとコーディネーターとは少し意味合いが違うということをご理解いただきたいと思います。

また、具体施策については、まずは取り組まなければいけないものを挙げさせていただいたもので、スケジュール的には示しておりませんが、取組方針の1番の「条例遵守義務の指導強化」については、既に取り組んでいるものもあり、今後どういった取組をするのか、どういった成果をあげるのかといったことを考え、取組方針案をまとめ進めていきたいと思っています。

(委員)

8 ページ目の「施設整備において対応多様な利用者にきめ細かい配慮がなされていない」というところで、飲食店、ビル等のバリアフリー化が進んでいないということがありましたが、確かに言われてみればそうかなと思いました。

やはり条例を遵守していないということは好ましくはないと思うのですが、民間事業者、特に中小企業者がよりバリアフリーの建物を建て易くなるような、何か補助制度や特別な融資制度、あるいは規制緩和がされて、建物が建て易くなるメリットとなるような制度ができないものかなと感じました。

(委員)

罰則という意見が出ていましたけれど、確かに事業者としては罰則及び公表というのは、かなり意識すると思います。効果のなかった施策は止めていくことも必要だとは思いますが、もう一度見直せば効果があるようなものもあるように思います。

また、人にやさしい街づくり賞が去年ずいぶん応募数が減っていますが、これは何か原因がありますか。

(事務局)

私たちの啓発が足りなかった少し少なかったという反省もあると思います。

(委員)

無論バリアフリーは完全に達成すれば、それはすばらしいことだと思いますが、一度に全部やろうとしても、これはとても無理だろうと思っています。そういう面でそういった推進の仕方というものを、国とか自治体がきちんと進めていただく、こういう委員会等で議論していくことが最善ではないかなと思います。また、小さな段差などには市民がちょっと豊かなやさしい心を持ってやればすぐ解消できるというものがいくらかもあると思います。そういったところの啓蒙活動というのが社会の根底になれば基本的にはダメだろうと思っていますので、バリアフリーというより心のバリアフリーという啓蒙活動も続けていただくことが大切だと思います。

(委員)

公共施設を造る時に高齢者としての意見を求められることがあまりないと思います。やはり、これから 1/4 以上の方が高齢者になっていきますので、高齢者の意見をしっかり聞いていただくことが大事かと思います。取組方針案について数値目標を入れ、その数値目標を上げるためには、どういことをしていくのかが必要ではないかと思います。

(委員)

バリアフリーというものが始まってから基準が何度も変わり、そのことによる不適合が増えます。また、遡及されることによって、造った時点では適合していたものが、基準が変わると不適合になります。そういったことで不適合物件が増えているということはありませんか。

(事務局)

そういったことで、増えている訳ではありません。基準が変わった時は、既存については努力義

務になります。

例えば、敷地全体の中で、すでにある建物に増築する場合、増築した部分について判断させていただき、既設の部分はそれと併せてやっていただけるのが一番ですが、そうでなければ、増築部分についてはちゃんと適合していただき既設については努力義務ということで直ちに遡及はしません。

しかし、「適合証」については、施設全体で適合しているかどうかを証明するものですので、敷地全体が適合している場合、適合証の交付をします。

(委員)

基準が変わることにより、今まで適合であったものが不適合になってしまうと、適合させようという意欲が失われますので、そういったことをよくお考えいただいて、いろいろな基準の改定等を進めていただいた方がいいのではないかと思います。

(委員)

理念に関わる部分から具体策に関与するものまで、多くの幅が広い意見がありましたが、全体を一度にとというのはなかなか難しいため、どこか重点的に推進できる部分を作りつつ、具体的に数値目標を挙げて推進していただく方向で、是非お願いしたいと思います。

発言いただいた内容をもう一度振り返っていただき、検討・反映いただけるようお願いしたいと思います。